

総合特別区域評価・調査検討会開催要綱

平成23年 8月15日
平成24年10月31日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成29年 4月13日 一部改正
令和 3年 3月26日 一部改正

(設置)

1. 内閣府において総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(任務)

2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、総合特別区域推進本部が行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区計画の認定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。

(座長)

3. 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が指名する。

(招集)

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を検討会構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(オブザーバー)

6. 座長は、会議の進行に必要があると認めるときは、構成員以外に必要な者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(議事の公開)

7. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

8. 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(雑則)

9. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。